

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
副会長 角田 徹  
(公印省略)

「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」  
並びに「医療機関への支援に関する「地域医療介護総合確保基金」の活用  
について（食材料費関係）」について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、通知「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」が発出されるとともに、厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課、地域医療計画課の連名で各都道府県等衛生主管部（局）宛に、事務連絡「医療機関への支援に関する「地域医療介護総合確保基金」の活用について（食材料費関係）」が発出されました。

まず、地域医療計画課長通知は、病院・有床診療所を対象に「食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要となる経費」として、許可病床数×3,200円（1月あたり1,600円の2か月分、令和6年4月1日～令和6年5月31日）に相当する額を、地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅳに係る計画に計上するよう標準事業例に追加するものです。なお、都道府県から国への計画の提出は、令和6年2月15日（木）を期限としています。

次に、連名事務連絡では、食材料費の高騰に対する支援のうち、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの半年分について、「重点支援地方交付金」にて支援することを案内するものです。

病院・有床診療所を対象に、許可病床数×6,400円（1食当たり20円相当）を対象として給付されます。

つきましては、貴会におかれましては、特に地域医療介護総合確保基金（食材料費関係）に係る申請等についてご留意いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等に御周知を賜りますようお願い申し上げます。

医政地発1222第2号  
令和5年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分Ⅳの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

（事業区分Ⅳ）

食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要な経費

食事療養の提供は、管理栄養士等の専門人材と医師等が適切な助言・管理の下でチーム医療により実施することが必要であるが、昨今の食材料費の高騰に伴い、病院経営への大きな影響が生じている。こうした事態は、経営面の影響にとどまらず、コスト削減のため、食材料費の節約、病院食の質の低下を招き、管理栄養士などから成るチームによる患者への栄養指導・支援等の能力を十分に発揮することができなくなるおそれがあることから、以下の要件による食材料費の高騰に対する支援については事業区分Ⅳの対象として差し支えない。

**【対象となる食材料費の高騰に対する支援の要件等】**

対象施設：病院・有床診療所

対象期間：令和6年4月1日～令和6年5月31日

支援額：許可病床数×3,200円（1月あたり1,600円）

留意事項：対象施設数を考慮し、本事業に限り執行事務に係る委託費等の事務費（都道府県職員の人件費を除く）を対象とする。

事務連絡  
令和5年12月22日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関への支援に関する「地域医療介護総合確保基金」の  
活用について（食材料費関係）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日発出した「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和5年12月22日医政地発1222第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要となる経費」に係る地域医療介護総合確保基金（医療分）（以下「基金」という。）の取扱いをお示しましたが、本事業に係る基金の配分に当たっては、下記1のとおり令和6年2月15日（木）までに必要書類の提出をお願いいたします。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、医療機関の食材料費の高騰に対する支援について「2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。」とされており、過日、「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）」（令和5年11月6日付け厚生労働省医政局総務課、同局医療経営支援課 事務連絡）において「重点支援地方交付金」を活用した医療機関への食材料費の高騰に対する支援について支援事業の標準を示しつつ早期予算化をお願いしたところですが、これらの取扱いについて、下記2のとおり整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、経済対策にあるとおり、政府として医療機関における入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早期かつ確実に支援を行うこととしていることに鑑み、診療報酬見直しまでの確実な支援について、重点支援地方交付金及び基金の活用によって切れ目なく支援が行われるよう、引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 基金配分に係る調書の提出について

本事業については、他の事業とは別に調書の提出をお願いいたします。なお、令和6年度当初予算成立後速やかに内示する予定です。

また、本事業を除く令和6年度基金事業における配分方針等については、別途、お知らせいたします。

- (1) 提出期限：令和6年2月15日（木）
- (2) 提出資料：様式2（事業別詳細）、様式3（個別事業調書）
- (3) 提出先：医政局地域医療計画課（shinkikin9@mhlw.go.jp）

### 2. 重点支援地方交付金及び基金による食材料費の高騰に対する支援について

#### (1) 医療機関への食材料費の高騰に対する支援の流れについて

- ① 令和5年10月1日から令和6年3月31日までは、重点支援地方交付金を活用した支援
- ② 令和6年4月1日から診療報酬における食事療養費の見直しまでは、基金を活用した支援

#### (2) 重点支援地方交付金を活用した支援の取扱いについて

- ① 病院・有床診療所：許可病床数 × 6,400円（1食当たり20円相当）  
※ 上記は、介護保険との差を踏まえた1食当たり20円相当を基礎に令和5年度下半期の半年間を対象として許可病床数当たりの単価としています。  
※ 期間及び単価について、地域の実情を踏まえ、上記を上回って設定することを否定するものではありません。
- ② 令和5年度中に支援が対象医療機関あてに届くことを前提にした自治体内の事務手続き等を進めてください。

#### (3) 基金を活用した支援の取扱いについて

- ① 病院・有床診療所：許可病床数 × 2ヶ月 × 1,600円（1食当たり30円相当）  
※ 上記は、令和6年度診療報酬改定に伴う入院時食事療養費の見直し(案)を踏まえた1食当たり30円相当を基礎に許可病床数当たりの月額単価です。
- ② 令和6年度当初より事業化できるよう自治体内の事務手続き等を進めてください。  
※ 当該施策に必要な財源については、地域医療介護総合確保基金の枠内で事業区分Ⅳ（国費 2/3）を増額することとし、必要な地方への配分額を増額することにより、都道府県負担にも配慮することとしています。

<本件問い合わせ先>

(食材料費高騰関係)

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2620、2623、2609

(地域医療介護総合確保基金関係)

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111 内線 2665